## 文部時報 昭和52年9月 第1204号

| ※特集 ・ 文化財の保護 ※※  |                            |
|--|----------------------------|
| 地域社会と文化財梅原 猛   | 2                          |
| <ul><li>▷座談会</li><li>文化財保護の当面の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>   | 8                          |
| 散ることをふまえた文化内村 直也   | 20                         |
| 美術史研究資料としての文化財鈴木 敬   | 27                         |
| 建造物修理用資材の確保稲垣 栄三   | 34                         |
| 〈解説〉 地方歴史民俗資料館の現状と課題・・・・文化庁無形文化民俗文化課文化財の国際交流について・・・・・文化庁文化財保護部管理課国指定文化財等件数一覧都道府県指定文化財件数市(区)町村指定文化財件数市(区)町村文化財保護条例制定数一覧文化財普及映画等一覧 >現地ルポペークを国が注目している歴史的町並み・・・木原を育館本県の装飾古墳について・・・・松本・雅明 | 41<br>47<br>53<br>59<br>64 |
| [文部省の窓]<br>教員等の給与改善に関する文部省要望と人事院の給与勧告  | 古細                         |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | (学課                        |
| 「当面推進すべき重点事業」を建議学術国際局ユネ<br>国際部企画連絡   | kスコ<br>A課                  |
| 霞が関ニュース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  |                            |
| 随想〕<br>気を描いた絵河北 倫明<br>所轄機関等紹介〕   | 月 70                       |
| <ul><li>登山研修所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・奥村 廣重</li><li>連載第13回〕</li></ul>   | 1 74                       |
| へ物を中心とした体育・スポーツ郷土史<山梨県>·····水上 和ラ  | ₹ 85                       |

## 

名前後のパネル委員を主要メンバーとし、他に専門委員等を加えて めの準備会議的な性格を持つものであって、参加者は日米両国各十 当たる。元来この会議は本会議であるカルコンを円滑に運営するた 縫って一年おきに行われているものであって、今年はその第五回に して開催される「日米文化教育会議」(略称カルコン)の合い間を 合同委員会がハワイにおいて開催され、わたくしもその一員として 構成されており、委員長は米国側がイェール大学教授の ホール 博 列席する機会を得た。この会議は隔年ごとに日本及び米国を会場と 去る六月二十二日より二十四日までの三日間、日米文化教育協力 日本側が外務省顧問前田義徳氏となっている。わたくしは専門

> たくしは、文化財の国際交流の諸問題の一端にふれることができた 委員の一人として、博物館に関する交流問題を担当した。ここでわ 男

ので、ここにまずその報告を行うとともに、平素いだいている所感

の一端をもあわせ記して御参考に供したいと思う。

ことは、 き時期に入っている。その理由の第一は、美術品ことに日本美術の ながら、むしろ最近では、交流展は転換期もしくは反省期というべ 百年記念の在米美術館世界名作展を御記憶の人も多かろう。しかし 歴史を持っている。古い話では講和記念サンフランシスコ日本古美 ような材料的にきわめて弱い品物を、気候の異なる場所に持ち出す 術展を思い出す方もあろうし、新しくは昨年開催された米国建国二 日米両国における博物館交流、つまり展覧会の交換はすでに長い その破損を促進することにもなりかねないので、 むしろ大

している。

せないのである。すでに二年前のこの会議で、日本側は、大展覧会をおおむね五年毎に制限し、その間は小展覧会にとどめるとの意向を示めらである。すでに二年前のこの会議で、日本側は、大展覧会をお

文化財を主とした展覧会も企画されていると聞いている。
り高度に達した結果、総花的な大展覧会よりもむしろ時代別とか種別といったテーマを設定した展示を要求するようになってきていることである。昭和四十九年度の桃山美術展や、五十一年度の神道美にある。昭和四十九年度の桃山美術展や、五十一年度の神道美の化財を主とした展覧会も企画されていると聞いている。

以上のような背景を持って、今回の委員会では次のことが取り決められた。その第一は、第七回のカルコンの決議にもとづき、美術められた。その第一は、第七回のカルコンの決議にもとづき、美術めることが合意された。日本は世界的にみて気候風土が特殊なとこめることが合意された。日本は世界的にみて気候風土が特殊なところであるので、そこで製作され保存されてきた美術品を不用意に世ろであるので、そこで製作され保存されてきた美術品を不用意に世ろであるので、そこで製作され保存されてきた美術品を不用意に世ろであるので、そこで製作され保存されてきた美術品を不用意に世ろであるので、そこで製作され保存されてきた美術品を不用意に世ろであるので、そこで製作され保存される。

さて第二の点は、米国側からの提案であるが、美術品交流をもっ

なものかどうか、問題はこれからの検討に待つところが多い。国内における大博物館独占に対する反発から出たことかもしれないが、日本美術のテーマ別小展覧会が増加すれば、美術品保存のというべきであろう。しかし展示箇所が増加すれば、美術品保存のというべきであろう。しかし展示箇所が増加すれば、美術品保存のというべきであろう。しかし展示箇所が増加すれば、美術品保存のというべきであるが、しかし安直なガイドラインで事が済むとは考えらいず、また米国側の態勢に対応して日本側でも情報の一元化が可能れず、また米国側の態勢に対応して日本側でも情報の一元化が可能れず、また米国側の態勢に対応して日本側でも情報の一元化が可能れず、また米国側の態勢に対応して日本側でも情報の一元化が可能れず、また米国側の態勢に対応して日本側でも情報の一元化が可能れず、また米国側の態勢に対応して日本側でも情報の単位である。これは米と広く中小博物館にまで及ぼすための討議の開始である。これは米と広く中小博物館にまで及ぼすための討議の開始である。これは米と広く中小博物館にませている。

.

※国との関係がこのように専門化、高度化しているのに対し、他来国との関係がこのようとに展覧会は予想以上に盛況であった。
 通であろうが、驚くべきことに展覧会は予想以上に盛況であった。
 通であろうが、驚くべきことに展覧会は予想以上に盛況であった。

な。 以上二か国のほか最近五か年間に相当規模の海外展が行われた国 以上二か国のほか最近五か年間に相当規模の海外展が行われた国 以上二か国のほか最近五か年間に相当規模の海外展が行われた国 以上二か国のほか最近五か年間に相当規模の海外展が行われた国 以上二か国のほか最近五か年間に相当規模の海外展が行われた国 以上二か国のほか最近五か年間に相当規模の海外展が行われた国

そ次のような点であろう。相互信頼の積み重ねが必要である。そのために留意すべき点はおよ保がよく示しているように、美術品交流という事業には長い経験とど容易なことではない。米国及びョーロッパのいくつかの国との関ビを易なことではない。米国及びョーロッパのいくつかの国との関ビをある。

忘れてはならないだろう。 に利本美術の展覧会がはじめて開かれる国については、その国ー 日本美術の展覧会がはじめて開かれる国については、その国ー 日本美術の展覧会がはじめて開かれる国については、その国

場合、前述の米国との間で定められるガイドラインは、他の国にも調査し、品物の安全についての見通しをたてねばならない。この11 未経験の国における博物館の状況がどうなっているかを十分

そのまま適用しうる基準となるであろうが、何分今回検討している事項は、主として展示条件及び取扱い上の注意だけであるから、これだけですべてが解決される性質のものではない。これに加えて、例えばその国の政治状勢をはじめとして、警備上の問題点、契約履行の保障、保険の問題(米国は最近国家保障法により展示とたがって、現在は海外展といえば主として専門家であるキュレルたがって、現在は海外展といえば主として専門家であるキュレルター(博物館等の管理者)の仕事と考えられがちであったが、今後は事務的対応力を高める必要もあろうと思われる。なお数か今後は事務的対応力を高める必要もあろうと思われる。なお数か今後は事務的対応力を高める必要もあろうと思われる。なお数か今後は事務的対応力を高める必要もあろうと思われる。なお数かりましいことであるが、その場合は、ここに述べた考慮がいっそうなされなければならないだろう。

て、第二に人についてである。 問題点は第一に物についな問題も検討することが必要となろう。問題点は第一に物につい三 海外における美術展が盛んになれば、それにともなう国内的

ている。このような条件のもとで、国内展示を圧迫しない限度でではないが、多くの品物は期限を限って公開すべきものである。ではないが、多くの品物は期限を限って公開すべきものである。ではないが、多くの品物は期限を限って公開すべきものである。第一の問題点に関しては、一定期間内たとえば年間に海外出品第一の問題点に関しては、一定期間内たとえば年間に海外出品

とが望まれるわけで、公立、私立博物館学芸員の成長が望まれた何等かのメドを考えておく必要があろう。次に人の問題に移た何等かのメドを考えておく必要があろう。次に人の問題に移当たらねばならないことはいうまでもないが、現状ではその人々当たらねばならないことはいうまでもないが、現状ではその人々を当たらねばならないことはいうまでもないが、現状ではその人々をおそれがある。そこで海外展に適任な学芸員が随伴し、品物の管理にあまり多く海外展にとられると国内の行政や展示に支障をきたすあまり多く海外展にとられると国内の行政や展示に支障をきたする。

能的なものも外国に行った例がある。このような日本の各種文化とらえられるべきであるから、原則的には交換展等、互恵の立場という枠にとらわれず、文化財一般を考え、あるいはこれに現代という枠にとらわれず、文化財一般を考え、あるいはこれに現代という枠にとらわれず、文化財一般を考え、あるいはこれに現代という枠にとらわれず、文化財一般を考え、あるいはこれに現代という枠にとらわれず、文化財一般を考え、あるいはこれに現代という枠にとらわれず、文化財一般を考え、あるいはこれに現代という枠にとらわれず、文化財一般を考え、あるいはこれに現代という枠にとらわれず、文化財一般を考え、あるいはこれに現代という枠にとらわれず、文化財・のでは大阪である。このような日本の各種文化工芸品もあろう。現にスペインその他の諸国では伝統工芸展を開催して好評を博している例がある。このような日本の各種文化工芸品もあるう。現にスペインその他の諸国では伝統工芸展を開催して好評を博している例がある。このような日本の各種文化財としての工芸品もあろう。現にスペインその他の諸国では成立である。

典舞踊であり、その他であることになる。財に対応する相手国のものを考えれば、それはオペラであり、古

Ξ

当然ふくむべきものである。

当然ふくむべきものである。

当然ふくむべきものである。

本で流と理解いただきたい。また国際交流は物だけでなく人の交流もえてみたい。その場合、文化財の国際交流を文化財についての国際現況と展望を述べてきたので、次にはそれ以外の文化財について考えてみたい。その場合、文化財の国際交流の以上美術品を中心とした、いわば動産である文化財の国際交流の以上美術品を中心とした、いわば動産である文化財の国際交流の

う。
ら、これもまた世界的見地に立っても文化財として差支えないと思

い彫刻や天然記念物等も含まれよう。でみよう。日本の文化財保護法でいえばこれは建造物、史跡名勝及び伝統的建造物群保存地区であり、特に土地から離すことのできなび伝統的建造物群保存地区であり、特に土地から離すことのできな

る。不動産文化財はどうしても現地へ人が行かねばならない。外国へ持っていって展覧会をするわけにはゆかない。本来不動産で外国へ持っていって展覧会をするわけにはゆかない。本来不動産で不動産文化財は文字通り動かすことのできない物件であるから、不動産文化財は文字通り動かすことのできない物件であるから、

が観光旅行にも文化財見学を目玉としているものが多い。 外観光旅行にも文化財見学を目玉としているものが多い。 外観光にいることも実に多い。日本の旅行社に掲示されている海本では観光といえば、えてして休養あるいは娯楽のための旅行と考本では観光の内容は変わりつつあって、その素材として文化財がり、文化観光が重視されてきつつあって、その素材として文化財がり、文化観光が重視されているが、世界的にいえば観光の内容は変わりつつあるられていることも実に多い。日本の旅行社に掲示されている海が観光旅行にも文化財の国従来不動産文化財見学を目玉としているものが多い。

る。それは伝統的建造物群保存地区保存の場合に特に顕著である。財保存上から観光ヘアプローチすることもまた重視され て き て い以上は観光が文化財を利用するケースであるが、一方では、文化

原知のようにョーロッパでは、伝統的建造物群を有する都市が実に 問知のようにョーロッパでは、伝統的建造物群を有する都市の将来の生き方を規定することであり、多くの場合は観光によいていて、必ずといってよい程、観光の将来についての調査がでついて純粋性が守られることを期待する傾向が強いが、しかし伝について純粋性が守られることを期待する傾向が強いが、しかし伝について純粋性が守られることを期待する傾向が強いが、しかし伝について純粋性が守られることを別と言うを見出すべきであるう。

不動産文化財の保存には真大な経費を必要とする。そこで一部の不動産文化財の保存には真大な経費を必要とする。そこで一部の形でアブシンベル神殿、ボロブドゥーる形で、政府又は民間援助の形でアブシンベル神殿、ボロブドゥーる形で、政府又は民間援助の形でアブシンベル神殿、ボロブドゥーる形で、政府又は民間援助の形でアブシンベル神殿、ボロブドゥーる形で、政府文化財の保存には真大な経費を必要とする。そこで一部の不動産文化財の保存には真大な経費を必要とする。そこで一部の不動産文化財の保存には真大な経費を必要とする。そこで一部の不可能では、

財の国際交流の一環として今後一層重視されなければならないと思とはちがったむずかしさがあることは想像できるが、これまた文化た。もっともこの分野の交流は公演という形をとるため、他の分野にかかわらず、これを文化財の交流としてとらえる動きは少なかっ伝承文化財についても、事実上の国際交流はかなり行われている

以上述べてきたように、文化財の国際交流としては美術展のほかに、観光事業や外国公演等、従来は別個の問題として考えられがちに、観光事業や外国公演等、従来は別個の問題として考えられがち推進すべきであり、さらにはこれらを通じての「輸出」「輸入」の推進すべきであり、さらにはこれらを通じての「輸出」「輸入」の接後にこれらすべての文化財国際交流の基盤をなす人の交流について考えてみたい。

文化財保存についてはユネスコが世界的な調整機関となっているのである。 大スコは従来から各種文化財に関する条約を発効させ、またりに、モヘンジョグロについては、横山光雄教授がその保存法の計るし、モヘンジョグロについては、横山光雄教授がその保存法の計るし、モヘンジョグロについては、横山光雄教授がその保存法の計画に参画しているなど、人の交流の面からもこれらの事業に協力しているのである。

立博物館長を理事として送っているが、最近は壁画修復及び記念物る。このセンターの運営にはわが国は積極的に協力し、倉田奈良国際センター」(ローマ・センター)が世界における中心となって い保存専門者の養成は、「文化財の保存及び修復の研究のための国

勢を知るようにしている。 保存のコースに文化庁から受講生を派遣し、世界の文化財保存の趨

ラ氏の来日を求めたりしている。

のた。またさらには、高松塚についての専門的調査研究のためモーった。またさらには、高松塚についてのもこれを契機としてであいた。またさらには、高松塚に具体化した。前記ローマ・セ

ゆくことはきわめて肝要なことといえる。

文化財の保存及び活用は今後ますます世界的規模において論じの保存及び活用は今後ますます世界的規模において論じの保存及び活用は今後ますます世界的規模において論じら

(文化財鑑査官)



編 集 後

記

第1204号

発行

(〒33円)

( 〒共)

昭和52年9月5日 印刷

昭和52年9月10日

中学校学習指導要領等の施行に 小学校教育課、 .帰国子女教育〕 鈴木 5 中学校教育課 中学校教育課 奥田 吉本 河野 斎藤 孝 若林 遠 本間平安子 二郎 重男 真丈 彦 博 īF. ◇巨人軍の王選手がついに七五六号ホームランを打ち、世界新記録を達成した。十九年間、これはアメリカのハンク・アーロンより短い期間だそうだが、この間に七五六本もホームランを持ったとととかいっともそれは厳密に言えば影響はあろうが、そんなことは度外視して、日本のだから、一ブロ野球ファンとしたいや一国民としてこの作業を授与することに決定した。この管験はもうここでは触れなくても皆で、というくだりがピッタリあてはまるとに、王選手の人柄に入して国民栄養が少しでもに、王選手の人柄についてはなるということは、どういうことは、どういうことは、どうのある学校教育によって、子供やとりのある学校教育によって、子供のかしてもに、子供のかした。

「文部時報」

省

定価 180円

申し受けます

年間購読料 2160円

もよりの書店にお願いします

新小学校、

V

いて通達、

新旧対照表等

<資料> 教育課程 <解説>

の

基準の改善に

5 い

9月号

\* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を

\* なお、購読の申し込みは、直接営業所または

ゆとりと充実を目指す学校運営

教材の精選について

新学習指導要領と今後の学校教育

〔特集。

教育課程の基準の改善

次

물

目

次

帰国子女教育の

実践

(座談会)

帰国子女教育を語る

(出席者)

武智 小林

浩隆. 哲也。

中 斎藤

繁子 昇

<司会>榊原

康男 Щ 帰国子女教育の諸問題

帰国子女教育の

現状

<解説>

MEJ

碧作権

所 有

本 社

(営業所)

5204

月刊

株式会社ぎょうせい

東京都中央区銀座7丁目4番12号

(郵便番号 104) 東京都新宿区西五軒町52番地

(郵便番号 162)

東京 (268) 2141 (代表)

振替口座 東京 9 -161番 株式会社 行政学会印刷所

帰国子女教育研究協力校を訪れて

現地

ル

ポン